

# 令和2年第2回臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月18日（月）

午後2時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について）
- 日程第8 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について）
- 日程第9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 議案第30号 吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第31号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第32号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

## 会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	5月18日	月	本会議	午後2時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和2年第2回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成2年5月18日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 5月18日 14時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則  
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信  
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子  
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一  
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	福祉保険課長	守口 英伸
教 育 長	皆尺寺敏紀	子育て健康課長	石丸 貴之
未来まちづくり課長	和才 薫	建 設 課 長	赤尾 慎一
総務財政課長	瀬口 直美	地域振興課長	軍神 宏充
住 民 課 長	永野 公敏	上下水道課長	奥家 照彦
税 務 課 長	小原 弘光	教 務 課 長	別府 真二
会計管理者			

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛治 幸平
書 記	小谷瀬鉄平

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午後 2 時 00 分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、こんにちは。臨時会でございます。

発言のときは、マスクは外して結構だと思いますが、よろしくお願いします。

右の壁に大きな絵画、これは「道」という名前がついております。小石川先生、土屋の先生です。かけていただきました。我々の道は、まだ半ばと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 10 名で定足数に達しております。

ただいまから令和 2 年第 2 回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に矢岡議員、山本議員の 2 名を指名いたします。

---

#### 日程第 2. 会期の決定について

○議長（是石 利彦君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表案のとおり、本日 5 月 18 日の 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日 5 月 18 日の 1 日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

---

#### 日程第 3. 議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

#### 日程第 4. 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

#### 日程第 5. 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

#### 日程第 6. 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第7. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について）

日程第8. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について）

日程第9. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第10. 議案第30号 吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11. 議案第31号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

日程第12. 議案第32号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第23号から日程第12、議案第32号までの10議案を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、令和2年第2回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中を、また、コロナ対策で何かと大変なところを御出席を賜り、ありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件7件、条例案件1件、予算案件2件の計10案件について御審議願いたく、御提案をするものでございます。

提案理由について、御説明を申し上げます。

議案第23号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布、令和2年4月1日付で一部が施行され、これに準じて、吉富町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年3月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第24号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案同様、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布、令和2年4月1日付で一部が施行され、これに準じて、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年3月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第25号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルスに感染、または、感染が疑われることにより、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手

当金を支払うことができるようにするため、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年4月6日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第26号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案同様、国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支払うことができるように、その費用を確保するため、国民健康保険特別会計に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年4月6日付で、132万円の増額補正予算を専決処分いたしましたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第27号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染防止対策に関わるマスクの購入等、その他感染防止対策を実施するために必要な費用を確保するため、一般会計予算に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年4月15日付で、1,253万3,000円の増額補正予算を専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

続いて、議案第28号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である、国民1人当たり10万円の特別給付金の支給事業と、子育て世帯臨時特別給付金の支給事業の実施に伴い、一般会計予算に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年4月27日、7億115万4,000円の増額補正予算を専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第29号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布をされ、原則、公布の日から施行されるため、これに準じて、吉富町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和2年5月8日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第30号は、吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、後期高齢者医療の被用者に対し傷病手当金の支給ができることとなりましたので、本町において支給申請の受付ができるようにするため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号は、令和2年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,893万4,000円を追加し、予算総額を43億4,862万1,000円とするものであります。

歳入では、13款国庫支出金2項国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,409万5,000円の増額、17款繰入金1項基金繰入金で、財政調整基金繰入金483万9,000円です。

歳出では、主なものとしまして、4款衛生費3項水道事業費で、水道事業補助金1,365万円の増額、7款商工費1項商工費で、プレミアム商品券発行事業等助成金2,000万円、事業者応援給付金1,400万円等々であります。

本補正予算は、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、地方公共団体に交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の本町に対する交付限度額が示されたことに伴い、各種事業の実施に必要な費用を確保するものであります。

議案第32号は、令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入に30万円を追加し、総額を1億4,861万5,000円とし、収益的支出に30万円を追加し、総額を1億3,676万5,000円とするものでございます。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第23号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 議案書の1ページをお願いします。

議案第23号専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本議案は、令和2年4月1日施行とする地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等が、令和2年3月31日に公布され、吉富町税条例等の一部改正が必要となり、令和2年3月31日に専決処分を行いましたので、専決内容について報告し、御承認を求めます。

詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で説明いたします。

1ページをお願いします。

第24条は、令和3年度以降の個人町民税の非課税措置について、全ての独り親家庭に対して、平等に税制支援を行う観点から、未婚の独り親を対象とするものであります。

第34条の2は、令和3年度以降の個人町民税の計算において、未婚の独り親を対象とする独

り親控除を新設するための改正です。

2ページをお願いします。

第36条の2は、引用する地方税法の項のずれを改正するものであります。

3ページをお願いします。

第36条の3の2は、給与所得者が単身児童扶養者に該当の旨を扶養親族等申告書に記載することを不要とするための改正であります。

続きまして、第36条の3の3は、年金受給者が単身児童扶養者に該当の旨を扶養親族等申告書に記載することを不要とするための改正であります。

4ページをお願いします。

第48条は、引用する租税特別措置法の項のずれを改正するものであります。

5ページをお願いします。

第54条は、固定資産の所有者の存在が不明の場合、その使用者に固定資産税を課税することができるようにするための改正であります。

8ページをお願いします。

第61条は、引用する地方税法施行規則の項のずれを改正するものであります。

9ページをお願いします。

第61条の2は、引用する地方税法の項のずれを改正するものです。

続きまして、第74条の3は、固定資産の所有者が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようにするための改正であります。

10ページをお願いします。

第75条は、先ほど説明しました現所有者が前条で定める申告をしなかった場合の罰則を設けるための改正であります。

続きまして、第94条は、葉巻たばこの課税について、令和2年10月1日から3年、9月30日までの間、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこにつきましては、紙巻きたばこの0.7本に換算するための改正であります。

11ページをお願いします。

第96条は、たばこ税の課税免除適用に必要な手続を簡素化するための改正であります。

続きまして、第98条は、第96条の改正による引用する項のずれを改正するものであります。

12ページをお願いします。

第131条は、第54条の改正による引用する項のずれを改正するものであります。

13ページをお願いします。

附則第3条の2は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であります。

14ページをお願いします。

附則第4条は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う、これも規定整備であります。

15ページをお願いします。

附則第6条は、平成から令和への元号改正の対応であります。

続きまして、附則7条の3の2は、同じく元号改正の対応であります。

16ページをお願いします。

附則第8条は、元号改正の対応であります。

続きまして、附則第10条は、目の改正であります。

17ページをお願いします。

附則第10条の2は、固定資産税の課税の特例に関する地方税法の改正に伴う規定の整備であります。

なお、18ページ、中ほどの改正案第16項は、水道発電設備の課税特例を新たに行うための改正であります。

続きまして、19ページ、5行目の改正案第24号です。これにつきましては、浸水被害軽減地区の土地の課税条例を新たに行うための改正であります。

19ページをお願いします。

附則第11条から飛びまして、24ページです。24ページの第16条、これまでににつきましては、全て元号改正の対応であります。

26ページをお願いします。

附則第17条は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税において、譲渡益から100万円を控除するための改正であります。

続きまして、附則第17条の2は、優良住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、さらに3年延長するための改正であります。

28ページをお願いします。

附則22条は、元号改正の対応です。

29ページをお願いします。

ここからは、本条例第2条による改正について説明いたします。

第19条は、地方税法改正による引用する条項のずれを改正するものであります。

30ページをお願いします。

第20条は、本条例の改正により、引用している項が削除されたための対応であります。

続きまして、第23条は、地方税法の改正による規定の整備であります。

31ページをお願いします。

第31条は、法人税法において、連結納税制度が廃止となることに伴う規定の整備であります。

33ページをお願いします。

第48条は、地方税法改正による引用する条項のずれの改正と連結納税制度が廃止されたこと  
によって、個別帰属法人税額の廃止が、さらに廃止となるために行う規定の整備であります。

39ページをお願いします。

第50条は、法人税法において、連結納税制度が廃止となったことに伴う規定の整備でありま  
す。

41ページをお願いします。

第52条は、法人税法において、連結納税制度が廃止となったことに伴う規定の整備でありま  
す。

43ページをお願いします。

第94条は、令和3年10月1日以降において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たば  
こを紙たばこの1本に換算するための改正であります。

附則第3条の2は、この一部改正により、第52条第4項が削除されることによる対応であり  
ます。

45ページをお願いします。

ここからは、本条例第3条の改正であります。

内容は、吉富税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第4号）の一部改正であります。

吉富町税条例第24条第1項第2号の改正規定を削除する改正につきましては、個人町民税の  
非課税措置に未婚の独り親家庭を対象とするための改正であります。

なお、以降、その他の改正につきましては、元号改正の対応であります。

続きまして、附則の説明を行います。

議案書の10ページをお願いします。

18行目からが附則であります。18行目、中頃、18行目からが附則であります。

附則第1条は、施行期日です。本条例の施行日は令和2年4月1日となっています。

ただし、第1条第1号から第5号に定める規定につきましては、別の施行日となっております。

11ページをお願いします。

第2条から、13ページですね、13ページの第7条につきましては、各税の経過措置につい  
て規定しております。

第8条から第11条につきましては、吉富町税条例等の一部を改正する条例、平成27年条例  
第12号、平成29年条例第5号、平成30年条例第7号、吉富町税条例の一部を改正するもの

で、平成29年条例第7号、以下の条例の附則における元号改正の対応であります。

以上で、説明は終わりましたので、御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることはできないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、質問者・答弁者の発言は、挙手をし、「議長」の発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して、質問ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 新旧対照表の6ページの上のほうなんですけども、固定資産の所有者の存在が不明で……。

○議長（是石 利彦君） ページをお願いします。（「6ページ」と呼ぶ者あり）6ページ、言った。そうですか。失礼しました。

○議員（8番 岸本加代子君） 固定資産の所有者の存在が不明である場合に、その使用者を所有者とみなして課税できるということなんですけど、こういう土地は、吉富町には、どの程度あるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） この件につきましては、新しい発想後、規定でありまして、既に私たちは、その件数等を把握はしておりません。しかし、少なくとも数件は、こういう土地があるのではないかと、今後、来年度課税に向けて調査をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと確認だけさせてください。

1番最初に、この資料の1番、資料ナンバー1番、1ページ目の説明のときに、第24条か。以前と書き方が変わって、独り親ちゅう形で今度は文言になっている。これはもちろん、母子も父子も、父子家庭も入るん、そこだけ、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 山本議員おっしゃるとおり、独り親の定義ということになるかと思いますが、男性、女性の寡婦、そして、未婚の独り親、これを全て含みまして、独り親ということで、今後、多くの定義を行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 何ページか、よく思い出せないんですけど、今、所有者が亡くなって、家の名義変更を3か月やったか、しなかった場合に罰則か何かが発するというふうに、私、理解したんですけど、そうじゃないんですか。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。ページを言ってください。分からん。いいですか。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） よろしいですか。

○議長（是石 利彦君） はい、どうぞ。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 回答します。

まず、登記上の所有者、この方が亡くなった場合、私たちは調査をして、法定相続人等を探ります。これにつきましては、膨大な期間が必要となり、場合によっては、半年ぐらいかかることがあります。この調査を行ったにもかかわらず、なかなか、その後の事がうまく進まないことが日本全国で起きておまして、条例におきまして、もちろん、上位法令等にも規定されていますが、そういう場合においては、その方に、例えば、住所、名前、場合によっては、連絡先ですね、これを申告させることが法令及び条例上できるようになりました。そこにおいて、その申告を従わなかった方につきましては、罰則規定があるということです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号専決処分の承認を求めるこ

とについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定）については、これを承認することに決しました。

日程第4、議案第24号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 議案書の15ページをお願いします。

議案第24号専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本議案は、令和2年4月1日施行とする地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等は、令和2年3月31日に公布され、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、令和2年3月31日に専決処分を行いましたので、専決内容について報告し、御承認を求めらるるものであります。

詳細を資料ナンバー1の新旧対照表で説明します。

61ページをお願いします。

第2条第2項は、国民健康保険税基礎課税額の上限額61万円を63万円とするための改正であります。

4項につきましては、国民健康保険税介護納付金課税の上限額16万円を17万円とするための改正であります。

続きまして、第23条は、5割軽減の軽減基準における1人当たり加算額28万円を28万5,000円に、2割軽減の軽減基準における1人当たり加算額51万円を52万円にするための改正であります。

62ページをお願いします。

附則第4項は、国民健康保険税所得割を計算するに当たり、長期に保有する用地の譲渡益から特別控除を控除するための規定であります。租税特別措置法の引用をする条項のずれを改正するものであります。

63ページをお願いします。

下のほうですが、附則第5項は、同じく国民健康保険税所得割を計算するに当たり、短期に保有する用地の譲渡益から特別控除を控除するための規定であります。引用する条項のずれを改正するものであります。

議案書の17ページをお願いします。

附則について、説明いたします。

附則第1項、本条例の施行日は令和2年4月1日となっております。ただし、附則第4項及び第5項につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に示す施行日の

属する年の翌年の1月1日を施行日といたします。

附則第2項、改正後の規定は、令和2年度国民健康保険税から適用いたします。

以上で説明は終わりましたので、御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対して質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、説明した61ページの1番最初の分やけど、第2条、ちょっと、もっと平たく説明してほしい。61万から63万円になるわけ。これ、保険税が上がるという話なんか、どうなのか。ちょっと、そこ教えて。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 保険税が上がるわけではなく、保険税につきましては、青天井ではなく、計算される金額に対して上限額があります。その上限額が、医療に係る分ですね、これにつきましては、61万円であったものが、63万円、上限金額が上がるというような、そういう規定であります。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） 続けて、どうぞ。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 安くなるというか、比較的所得が高い方につきましては、増えるというか、負担が増になる方向であります。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 減額の幅が大きくなったことは、とても評価できることだと思います。先ほど課長の説明がありましたが、最高限度額が上がっています。ということは、比較的裕福な方というところの比較的というところが、どういう客観的なものかというのを考え方からいろいろあると思うんですけども、ボーダーの方にとっては、これはもう大変きつい税になると思います。国保税の値上げにつながりますので、反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 国の決定に沿うものは自然だというのが、大方の共通感覚であろ

うと申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

御異議がありますので、起立により採決をいたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。おかけください。よって、議案第24号専決処分  
の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て）は承認することに決しました。

日程第5、議案第25号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険条例の一  
部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

国民健康保険条例の一部改正の専決でございます。

条例改正の内容について、御説明をいたします。

議案書20ページ、併せて、新旧対照表65ページをご覧ください。

吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

国民健康保険の被保険者である労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または、  
発熱等の症状があり、感染が疑われる場合に感染拡大を防止する観点から、休みやすい環境を整  
備するため、療養のため、労務に服することができなくなった日数により傷病手当金を支給でき  
るように改めるものでございます。

吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

吉富町国民健康保険条例（昭和34年条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中、第7条の次に「の4」を加える。保険給付の規定として、第7条の2から第7条の  
4までの3条を追加したため、改正するものでございます。

第7条に、第7条の次に、次の3条を加える。

第7条の2は、新型コロナウイルス感染症に感染し、または、感染の疑いがある被保険者に対  
する傷病手当金について、規定するものでございます。

第1項は、傷病手当金の支給要件を定めております。給与等の支払いを受けている被保険者が

新型コロナウイルスの感染等により療養のため、労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務につくことが予定していた日について、傷病手当金を支給すると定めるものでございます。

第2項は、傷病手当金の金額を定めております。傷病手当金の額は、1日につき、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額とするものでございます。

ただし、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合には、最高等級の月額で算定するとするものでございます。

なお、その算定された金額は、日額3万887円になります。

第3項は、傷病手当の支給期間を定めるものでございます。最長1年6か月までと定めるものでございます。

第7条の3と第7条の4は、傷病手当金の給与等との調整を定めるものでございます。

第7条の3は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または、感染が疑われる場合において、有給休暇等により給与等の全部、または、一部を受けることができるものに対しては、受けすることができる期間は傷病手当を支給しないと定めるものでございます。

ただし、その受けすることができる給与等の額が、第7条の2第2項で算定された傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給すると定めるものでございます。

第7条のような新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、有給休暇等により、本来受けすることができるはずであった給与等の全部、または、一部について、その全額を受けることができなかつたときは、傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合において、その受けた額が傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給すると定めるものでございます。

ただし、第7条の3の規定により、差額の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。二重の支給はしないというものでございます。

第2項は、第1項の規定により、本来、有給休暇として、事業主が支給すべき給与等を町が傷病手当金として支給したので、その支給した金額は、町が事業主から徴収すると定めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の第7条の2から第7条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める間に属する場合に適用することとする。

本年1月1日に遡って適用するというものでございます。

なお、本改正条例は、国の基準に基づき改正をし、町独自の改正はございません。  
以上で説明終わります。慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。  
以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対して、質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、法改正によるということなんで、内容をと聞きづらいんで、さっき言われた感染が疑われる場合という話になったんやけど、これはどうなるんか、どこかが認定したとか、例えば、医療機関から取れんよね、これ。診断書みたいなものは。どういう場合を言うんやろうか。保健所か何か指定した場合なんか、それとも本人の自己申告なのか、その辺をわかれば、教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。ごめんなさい。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この申請書には、添付書類といたしまして、医療機関における、医療機関が証明するもの、そして事業主が支給したかどうかというものを証明するもの、その2つを付けるのが条件となっておりますので、医療機関に証明をもらうということになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を総略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）は、これを承認することに決しました。

日程第6、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えいたします。

これは、先ほど御説明いたしました傷病手当金の財源を確保するために補正をしたものでございます。同日付で専決処分をさせていただいております。

では、補正予算書について御説明をいたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度吉富町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条規定の事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,677万3,000円とする。

第2項事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表事業勘定歳入歳出予算補正による。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すいません、私の理解が間違ってるのかもしれないんですけど、先ほどの条例の説明の中で、町が支給した金額は、事業主から徴収するとなっていましたよね、支給した金額を。そしたら、予算書を見るとこの財源というのは人件費支出金というんですけど、出した後に事業主から徴収したその額というのは、国、県に返すということになるんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 傷病手当金につきましては、基本的には町が支給をいたします。今、岸本議員がおっしゃられたのは、有給等で本来、休んだ分をもらえる人については傷病手当金は支給しませんということになります。休んだための傷病手当ですので、休んでも報酬をもらえる人には支給をいたしません。ただし、その額が町で定める傷病手当金よりも少ない場合はその差額を支給しますというのが1点。

もう一つ、本来事業主がそういった有給手当等を支払うべきものなのに、事業主が支払わなか

ったと、支払わなかったときは町が一旦傷病手当金として支給をいたします。だけど本来、事業主が払うべきものなので、町はその分を事業主に請求をするという仕組みになっております。

ですから通常、支払われる場合はそうなんですけども、支払われないというケースが多々あると思いますので、そういったときは町が支給します。それについては特別調整交付金として国から支援があるということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。（発言する者あり）

失礼しました。すいません。

次に、歳出に入ります。歳出、7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先ほどの説明、説明じゃないけど、この5,000掛ける22日掛ける12人という、この根拠。逆にちょっとこれ、もしかしたら歳入の特別交付金があるんで、こっちが先に決まってそれを割ったのかどうかわからんもんで、ちょっとその辺の説明お願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

特別調整交付金があって、この額ではございません。歳出があって、その全額特別調整交付金を計上させてもらっております。

この132万円の根拠でございますが、条例の中でも御説明いたしましたが、前3か月間の給与から基づいて算定をいたします。その額の3分の2ということが傷病手当になっております。でありますので、5,000というものは、対象者の1日当たりの収入を7,500円というふうに想定をさせていただきました。これはあくまでも想定でございます。いろんな給料をたくさんもらっている方もいるでしょうし、少ない方もいらっしゃると思います。一応7,500円ということ想定させていただきました、その3分の2の5,000円ということであります。

そして、22日ですけども、療養のために休職する日数を22日、約1か月間、療養のため休むんじゃないかということも、これも想定でございます。そして、最後の12人でありますけれども、これは給料等の支払いを受けている国民健康保険の加入者が121人いらっしゃいます。その1割の方がそういったことになるのではなるのではないかという、これも想定でございます。あくまでも想定でこの額を計上させていただきました。これよりも増えた場合は、そのときはまた流用なりさせていただいて対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を総略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを承認することに決しました。

日程7、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。

議案第27号は、吉富町一般会計補正予算（第2号）の専決についての御承認、承認案件でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度吉富町一般会計補正予算を令和2年4月15日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書（第2号）、1ページをお願いいたします。

令和2年度吉富町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度吉富町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,253万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,853万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これからページを追って、質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。

歳入全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

歳出7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この児童福祉費で、放課後児童クラブの運営委託料を先日、増加分が出たけど、これもうこの後はもう増える見込みはないんですか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

この予算につきましては、4月9日から5月末までの予算で計上させていただいておりましたが、緊急事態宣言が5月14日解除となりましたので、5月12日以降、それと学校の関係、小学校の関係が5月の25日から開始となりますので、本来5月15日までとなって、緊急事態解除されましたが、5月18日の週いっぱい学童がいままでどおり午前中から開催ということになっておりますので、5月25日以降につきましては通常どおりの午後からの開催ということで、今回、このそれが確定いたしましたら、この分につきましてはまた減額等の予算措置を考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょうどその下の衛生費で、この時期まだまだマスクが全国的に

大変不足の中、吉富町は大変な数を仕入れていただきありがとうございますと思いますけど。先日の説明で、マスクが1万枚と5万枚で4万枚、全部で10万枚くらい買ったって。このときのやつがそうなのかどうかちょっとわからないんだけど。この時期はまだマスク単価はどれくらいになるんですか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） この当時の単価につきましては、日々変動しておりました。うちがまず、最初に予備費で買わせていただいたとき、一般的には世の中は70円、80円という時代でございました。そのときは50円。この補正予算で上げたときにつきましては、100円から120円で推移をしておりましたが、吉富町では平均単価60円という形で仕入れをさせていただきました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これちなみに町内業者じゃないないよね。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） ちょっとこういうことを言ってどうなんかとは思いますが、中国にいらっしゃいます町長の知人を介しまして、そちらの方の尽力によりまして、中国のほうから輸入を直接、個人輸入をさせていただいて安く仕入れをすることができました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について、質疑はありませんか。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） すいません、補足の説明をさせていただきたいんですけど。

○議長（是石 利彦君） はい、未来まちづくり課長、どうぞ。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） すいません、補足の説明をさせてください。

7ページ、8ページの一番下、新型コロナウイルス感染症対策予備費、この100万円でございますが、この中から先般の新聞等でも御紹介をいただきましたが、非接触型赤外線体温計というのを50セット購入をさせていただいております。こちらにつきましては、1日も早い安心した学校の再開を目指して、小学校、中学校の全クラス分としまして27個、ほか保育園、子育て支援センター、学童クラブ、図書室等々に置くための、先ほどの体温計をこの中から購入をさせていただいております。まだ届いておりませんが、5月の25日頃届くということでございます。

こちらにつきましても、先ほど少し説明をさせていただきましたが、町長のお知り合いで中国

のほうにいらっしゃる方に御尽力をいただきまして、こちらも手続をとった上で個人輸入という形で現在動かしていただいております。さらに、これにつきましては、近隣の市町も大変これが今、手に入らない、また高価であるということがございまして、近隣の市町にも声をかけまして、とりまとめをした上で一括して購入をして、こちらに届きましたら各市町に届けるというような段取りでやっております、大変近隣の市町から喜びの声をいただいているという状況でございます。

すいません、補足で説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これ補正4号で、僕がする前にちょっと答えが出たんで。ちなみにこれ幾らぐらいする。この非接触、この間6,000ぐらいと言ったけど、調べてみたら大体七、八千円ぐらいが最低ラインの、出回っているのは。高いのは上はきりが無い。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） こちらにつきましては、先ほど言いましたように個人の方が全く間に利益を通さずにしていただいていたおかげで、一般的には1万二、三千円からぐらいのものにつきまして、6,000円ほどで安くいいものという形で、今協議を進めております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、御質疑ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） ちょっと確認させてください、確認です。

この時点はまだちょっとあるんですけど、この時点での新型コロナに使った財調の繰入額は幾らかということと、それを使った後の今現在の財調残金は幾らかということ、確認です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

令和2年3月31日現在で、10億6,318万1,180円の財政調整基金の残高がございました。

当初予算において、予算設定時に繰り入れということで1億9,860万円、その後、補正予算にて1号補正で900万円の減額、そしてこの2号補正で1,253万3,000円ということで、この2号補正の段階でということになりますと、残高が10億6,299万1,580円ということになっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を総略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第27号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について）は、これを承認することに決しました。

日程第8、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

担当課長より、内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 申し訳ございません。議案第28号の説明をさせていただく前に、今、答弁しました財政調整基金の残高、すいません、ちょっと訂正の発言をお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） はい、どうぞ。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 申し訳ございません。この補正予算（2号）の予算上の残高ということで、8億7,358万1,180円ということになっております。申し訳ございません。

お詫びして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

では、議案第28号の説明をさせていただきます。

吉富町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

前議案同様、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和2年度吉富町一般会計補正予算（第3号）を4月15日付で締結処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書（第3号）の1ページをお願いいたします。

令和2年度吉富町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度吉富町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億115万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,968万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出にはいります。

歳出7ページ、8ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、助成金1,000万円の支給ですけど、テレビとかでよく問題になっていたのは、マイナンバーで申請するとトラブルが多いという、うちの町はそれはなかったか、そこを確認させていただけますか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 本町につきましては、5月1日から受付を開始いたしましたところですが、既に申請書、4月30日に発送しておりましたので、ほとんど、99%以上の方が申請書が一番安易ですので、申請書で申請をしていただいております。ですので、マイナンバーの申請というのはほんの数件だと把握しております。トラブルについても報告は受けておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） その辺、ちょっと1個追加して知りたいのは、一般財源から27万9,000円出ているのは、これはどの部分、どこが出らんやった部分なんでしょう。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） お答えいたします。

今回の、基本的にはこの事務事業につきましては、国から10分の10、全額補助でございます。これに漏れておるものがございまして、それは町が独自で皆さんに申請書をお送りするときにマスクを同封いたしました。マスクが入らない場合は郵送料、まず最初に送る分です。これは120円で送れたものなのですが、マスクの重さ分によって段階的に金額が上がってまいりました。その上がった分はしっかりと単費で上げたというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） どこかで聞いたかもわかりませんが、行政無線で窓口の交付はなるべく控えていただけるとありましたよね。結局、郵送申請で、郵送の申請したものが何割あったのか。窓口申請に来られた方が何人いらっしゃったのか、分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） はっきりした数字というのは押さえておりません。ただ、書き方、役場の1階に特設の相談窓口を設けております。そちらに書き方の相談に見えて、そのままもうそこで受け付けたという件数が何件かあるんですけど、すみません、はっきりは把握はしておりません。ただ、基本的にはそういった場合のみ受け付けたという形でございますので、ほとんどの方はポストのほうに投函をしていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの説明で、376人の方がまだ残っているという説明ですけど、今回のこの事業の中で今、何か特別問題というのはありますか。例えば申請書を失くしたとかというような方はなかったでしょうか。何か問題があればお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 問い合わせにつきましては、たくさんの問い合わせをいただいておりますが、特別に困った、苦慮したということは、これまではございません。今のところ、4名、4世帯の方がどうしても口座を持っていないということですので、そちらの方については会計の窓口での支払いの準備をしているということでございます。あとにつきましては、大概、おおむねスムーズに、やりとりはやっておりますが、スムーズに行っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっとひとつ、根本的なことをお聞きしたいんですけど。一般的に町が行事を行うときに、例えば災害とかの場合は、財調から一旦崩して、取り急ぎはそっちを充てて、その後で交付金なり入ってきたら相殺するとかいうのを大体やりますよね。これ専決までしなけりゃいけなかったものなのか。そこら辺、そういう議論はなかったか。ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） こちらにつきましては、そこら辺は十分考慮いたしました。なぜ、1日も早く急いだかというところでございますが、今回につきましては、近隣でも吉富町が一番最初での取組でした。

それによりまして、まず配布する郵便局につきましても、まだどこも郵便が動き出す前でしたので、本町の場合は2日で全町配っていただける。これがよそと同時にになりますと、一週間、二週間かかる見込みでございます。

さらに、受付をした後の口座の振込につきましても、通常は5営業日程度は通常の件数でもかかりますが、こちらにつきましても先行ということで3営業日で運営していただいたということで、この臨時議会を開くもう一週間遅かった場合には、もうおそらく上毛町さん、よその市町さんと今の、例えばそういったところが混在してしまいますと、全てが遅れていく。そういった、本当に一日一日が緊迫した中での専決処分をさせていただいたというふうに理解しております。

おかげをもちまして、全てが早く終わったということで高い評価をいただいているところであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと僕の質問と違うと思う。私が言っているのは、方法が、国が決まった後に臨時会を開くんじゃなくて、前もって、例えば今、日本一早かったのは熊本か何かですよ。あれ確か二十何日にもう国が決まる前に、さっき言ったように自分のとこの財源でやってしまいますという形をとったわけです。これがいいかどうかはわからんけど。例えば、じゃあ国のほうがもし否決になってとれなかったらどけなるんか。ですから、そういう議論はな

かったのかな。そういう前倒しの議論はなかったのか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） そういった議論はございませんでした。ちなみにこれは国のほうにも請求を早めにしております。ですので、町の財源を取り崩さずに国からの概算払いが入った後に支払いができたということになっています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員、最後です。

○議員（5番 山本 定生君） 別におかしいという話じゃないんです。なんでかという、これ町が専決をしたとなると、どうしても独裁的じゃないかとか、以前から言われている話だから、議会という住民同意を得た形にしたほうがよかったのかなと僕は思った。そういうことを皆さんの中で、議論はなかったのかなと、ちょっとそこどころが心配になったんで、一言だけいただいて。なかったわけね。

○議長（是石 利彦君） そういうことやな。もういいですか。

○議員（5番 山本 定生君） もういいです。

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を総略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号専決処分の承認を求める

ことについて（令和2年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について）は、これを承認することに決しました。

日程第9、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に、内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 議案書の28ページをお願いします。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本議案は、令和2年4月30日施行とする地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）等が、令和2年4月30日に交付され、吉富町税条例の一部改正が必要となり、令和2年5月8日に専決処分を行いましたので、専決内容について報告し、御承認を求めるところでございます。

詳細を資料ナンバー1の新旧対照表で御説明いたします。

67ページをお願いします。

本条例第1条による改正であります。附則第10条は、地方税法改正による引用する条項のずれを改正するものであります。附則第10条の2は、中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に生産性向上を目的とした事業用の家屋及び構築物を所有した場合に、固定資産税を3年間課税しないとするための改正であります。

続きまして、附則第10条の2は、軽自動車税環境性能割の中で高燃費自動車用乗用車を取得した場合の非課税措置の周期終わりを令和2年9月30日取得から、令和3年3月31日取得まで延長するための改正であります。

68ページをお願いいたします。

附則第23条は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入、給与などが任意の一か月間において50%以上減少し、さらに一時的に納税することが困難な方に対して、1年間、町税の納付を猶予するための改正であります。

69ページをお願いします。

ここからは、本条例第2条の改正であります。施行日は令和3年1月1日の施行日となっております。

附則第10条は、地方税法改正による引用条項のずれを改正するものであります。

附則10条の2第26項は地方税法改正による引用条項のずれを改正するものであります。

附則第24条は、新型コロナウイルスの影響により開催が中止となった催しものの払い戻し請求が可能であるにも関わらず、入場料金と払い戻し請求を放棄した場合、住民の福祉の増進に寄与すると判断できれば、放棄をした日の属数、年中に放棄した金額を寄附したものとみなして、

寄附金税額控除を適応するための改正であります。

70ページをお願いいたします。

附則第25条は、個人の住民税の住宅借入金と特別控除につきまして、一定の場合につきまして、その適応期限を令和16年度課税分まで延長するための改正であります。

議案書の31ページをお願いいたします。

附則の説明であります。本条例の施行日は公布の日で、第2条の補正につきましては令和3年1月1日となっております。

以上で、説明が終わりましたので、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これ町税猶予の条例となっておりますけど、これ猶予期間どれぐらいなんですか。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 今回の特例規定におきましては、1年間となっております。納期限から1年間となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を総略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、これを承認することに決しました。

ここで暫時休憩をとります。35分再開をお願いします。

午後3時25分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に再開いたします。

日程第10、議案第30号吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に、内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書33ページ、新旧対照表は71ページをお願いします。

吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

吉富町後期高齢者医療に関する条例、平成20年条例第7号の一部を次のように改正する。第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の一部を加える。

第8号広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

附則。この条例は公布の日から施行する。

後期高齢者医療の保険給付につきましては、本町は福岡県の広域連合に加入しておりますので、広域連合の条例に基づいて保険給付がなされています。先に吉富町国民健康保険条例の一部改正で御説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の傷病手当金の保険給付について、福岡県後期高齢者広域連合は5月11日付で、本町と同じ内容で条例の専決処分を行いました。これに伴い、吉富町の条例の中に吉富町において行う事務として、この新型コロナウイルス傷病手当金の支給に係る申請の受付事務を加えるものでございます。

広域連合は、国の基準に基づいて条例改正をし、吉富町も国の基準に基づいて申請の受付事務を行うと定めるものでございますので、町独自の改定はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださりますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を総略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第31号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。歳出7ページ、8ページ、9ページ。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 3項1目の水道19節の負担金補助及び交付金についてです。

水道料金の基本料金3か月減免措置は町民にとって、大変喜ばしいことだと思います。また、生活する上で非常に大切なことだと思います。しかし、公平性を有するという事で、現在まで井戸水を使用し生活している方が町内でもあると思うんですけども、その方たちのような場合はどのような対策を考えているのかお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） お答えいたします。

まず、今回の水道料基本料金の減免を検討いたしました際に、まずもって真っ先に考えたのが今、御質問にありました水道を引いていない方々のことでもあります。水道料金の減免となります

と、水道使用者が対象となるわけでございますので、そこは大変申し訳ないところがあるんですが、水道を使用していない方々、住民の方々は今回は対象外となることになってしまいます。

そこで、そういったことを理解していただく中で、水道普及率のことを少し御説明をいたしたいと思います。言うまでもなく、水道の使用者につきましては、町内の非常に多くの方々が水道を使用してくださっているということでございます。吉富町は、水道事業は吉富町全町区域を給水区域としているため、水道普及率は非常に高いものがございますが、水道普及率の求め方にならない、スタンダードな形で計算をしてみますと約91%の方々が水道を使用しているというような計算値になります。

ただ、この計算方法をする場合に、世帯数の、途中人口を世帯数で除して割って、1件当たりの平均を1世帯数当たり住民が何人かというようなことを途中で計算いたします。こうした場合、世帯分離あたりがあつて、世帯数は2となっているんですが実際には1件の家に、1つのメーターに、1なのに2というようなことで考えられることがあります。現在、スタンダードなどの形で計算どおり計算しますと91%となるわけですが、そういったことを考慮いたしますと、もっと多くの方々が水道を使用していると。非常に多くの方々が水道を使用していただいていることから、今回、水道料金の基本料、水道のメーター、使用料を含むところを3か月間、皆さんの生活の下支えを行いたいというようなことから、このような施策をさせていただきたいといったところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その下の商工費のところの事業者応援給付金なんですけど、これ何業者分くらいを想定しているのですか。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） お答えいたします。70事業者でございます。この根拠としましては、吉富町の事業者を5年に1度の国の統計調査である経済センサスにより229事業所を採用し、これに売り上げが15から30%減少した事業者数を商工会との協議及び中小企業家新聞のデータにより30%と想定し、229事業所に30%乗じた70事業所としております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 私も同じところなんですけど、この事業者応援給付金、これ受付は商工会にお願いしているんでしょうか。それともし商工会のほうにお願いするならば、事務費はこの中に含まれないんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） このたびの受付に際しましては、町のほうで行う予定となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） また戻るんですけど。例え10%ぐらいの方たちがいらっしゃるということであれば、何か処置をしていただけないのかなというのが私の思いで、当然、市内のほうは水道普及率も多いかと思うんですけども。私、幸子ではやっぱり現在でも数件井戸水を使っている方がいらっしゃいます。

当然それは、家を建てたときに水道がきてなかったということがありまして、引きたいでも引けなかったというのが現状の方もいらっしゃいまして、何かできないかなというのが私の思いなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 先ほど、上下水道課長が申しましたように、おそらく実際に水道が全くいってない方というのは10%ではなく、おそらく数%になっています。そういった方々につきましては、水道事業としては援助をするということができませんので、それはまた今後、別な形で検討できればというふうに考えてはおりますが、今ちょっと具体的にはもってございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はございませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 先ほど、全協の中で説明があったんですけども、燃えるゴミ袋を配布するんじゃないかと思うんですけども、あれ何、ワンロールというふうでいいんですか。その配布の仕方なんですけど、例えばその自治会長にお渡しして、あと班長さんに配ってもらうのか、あとはやり方としては郵送はちょっとかなりあれでしょうから、どのような感じで配布するかお聞かせ願えればと思っております。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えいたします。

配布枚数につきましては、各家庭に1巻20枚入っていると思います。それを1巻。配布方法につきましては、自治会長を通じて配布を行うことを考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） すいません、今の答弁に併せてですが、今年度このコロナ対策につきまして、広報の臨時号等々、自治会長さん、隣組長さんたちにはいろいろな、通常

ない配りもの等させていただいておりますので、今後、報酬等について少し前向きに、何らかの報酬をあげたいなという形で今、検討いたしておるところでございます。

以上です。（「いいですか、それ。関連質問で」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） どっちなの。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 今、未来まちづくり課長の答弁で、コロナ対策で一生懸命やっているからということなんですか。例えば来年度もそういう報酬でいくのか、今年度のみの対応と  
いうか、そこのところちょっと具体的に話していただけないですか。すいません、マイクがちょ  
っと。

○議長（是石 利彦君） いやいい、聞こえちよる。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） ちょっと答弁をする上で、それは今までの安いのでとい  
う意味合いも含めてのことでしょうか。それとも単純に今回増えたからという内容での答弁で、  
どちらがよろしいかと思えますが。

今までの低かったので、これを機に上げてほしいという方向性の御質疑なのか、今回特別何か  
たくさんものをお願いしたのでという方向性の御質問でしょうか。ちょっとすいません、もし  
質問をする上でお聞かせ願います。

○議長（是石 利彦君） 太田議員、もう一度。

○議員（6番 太田 文則君） 先ほどだから、班長さんに、班長さんって、自治会長プラス班長  
さんに配りものになるのが増えたので、報酬の見直しというふうに私は聞きとったんです。それ  
に対して今年度のみなのか、次年度にその上げた例えば、何%か知らないんですけど、その上げ  
た報酬でずっといくのか、そこのところちょっと確認の答弁をというふうに思ったんです。

○議長（是石 利彦君） ちょっとまって。これ議題とはちょっとずれちよることあるんですけど。

○議員（6番 太田 文則君） 個人的に。

○議長（是石 利彦君） 個人的に、はい。議題とずれています。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） ちょっと私も、議題にずれてるような幼稚な質問ですけども。聞  
きもらしたと思うんですけど、ごみ袋は世帯に1巻なんですわ。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 1世帯に1巻、という考えです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今、三世帯同居とか住人1世帯もいろいろあるんですけど、その  
辺は考慮しなかったんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） そこら辺のところは、各世帯、家によって生活形態が違うと思います。したがって、今現在考えているのはあくまでも住民基本台帳で1世帯でというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 応援給付金のことなんですけども、先ほど水道の基本料金の減免料等なんですけど、もう絶対を網羅するというのは大変だというのはよくわかるんですが、この持続化給付金にしても県のほうにしても、矛盾があるというか、本当に収入が減って困ってらっしゃるところに手当がいかない現実があるのは御存じだと思うんですね。

今日、ちょっと聞いたところでは、野菜とかを納入している業者の方で、去年は野菜が安かったんだと。例えばハウレンソウが100円だと、今年は300円しますよね。そうすると、もう全然比較できない。儲けとか利益としては減っているんだけど、それが数として出てこないそういう業者の方って結構いらっしゃると思うんですね。

それから15%ですよ、これ。5%でも10%でも大変困っているわけで、またそういう今の制度の中ではまだ手が当たらないところに関してのも、業者の方を救うとか、救済措置とか、その辺のことについても、今後まだこれ続くと思うので、ぜひ考えていただきたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 岸本議員がおっしゃるとおり、国、県の給付金の対象とならない方で、非常にお困りの方がいらっしゃいます。今回の制度としましては、国の持続化給付金が200万円、個人事業主は100万円、県の持続化緊急支援金が法人で50万円、そして個人事業主が25万円となっております。国県はこの給付金で十分であると説明しております。

本町の減収した事業者や国県の対象とならない事業者に対して、県の範囲内にある金額である20万円を給付し、事業の継続を応援したいと思い、この金額を設定しております。先ほどの収入と収益ですね、その件につきましてはなかなか難しい件もあると思いますが、今回、国県の動向に準じた形で、収入で確定申告をもって判定するとう方式をとりましたので、今後、岸本議員がおっしゃられた件につきましては、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） まあ、全協で大体こう大方聞いたんでもういいんですけど、さっきお聞きした中で災害対策費じゃないな、災害対策費、消防費。パーテーションをこう入れるっていう話やったんですけど、吉富町の場合、災害やったら一番多いのは水害やと思うんです。そ

ういう今からその時期に入るんですけど、暑さ対策というんですか。パーティションをすると、なおさら空気が流れなくなるんで、そういった、さらにその避難所の中の換気をするためにも、何かそういう対策は今後考えているのか、そこに。たしかこれ大きな送風機とかなかったよね。何かそんなん考えていくのかなと思って。ちょっともし見通しがあれば。それかもしくは準備ができていますか。そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、御指摘の件につきましてはまた別途、これはあくまでもコロナ関係ということですので、併せて今後検討したいなと思っております。

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、御質疑ありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） このたび、空気清浄器、款項目それぞれにかなりの額が上がっております。それを一括購入されるものは考えられるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えをいたします。

財産管理費あるいは児童福祉、教務課ということで、今回の補正予算に計上した物につきましては、同一のものを考えておりますので、やはり大量購入ということになれば一括での購入のほうが定義的にも財政にとってはいいかなというふうに思っておりますので、そういう形で検討は考えてはおります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を総略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 住民にとり最後の砦が自治体であります。職員の皆さんも大変かとは十分理解しておりますが、住民のためにこれからもよろしく願いをして、賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 本補正予算には、消防費も備品購入費も95万7,000円が含まれています。先ほどの全協で説明を受けました、避難所でのテント式のやつで30ぐらいになると用意したいという説明を受けました。まさしく、最悪の事態を想像しながら、私たちは町民の安心安全を求めなきゃいけないという状況の中で、先ほど質疑の中で同僚議員がおっしゃいましたように、吉富町は水害等が非常に不安視される町でございます。このような備えをされることに、非常に議員の一人として安心感を持つものです。

このことを述べまして、賛成討論といたしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 厳しい町財政の中、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町の主格の中で空気清浄器の大量購入ということ等、私たちの生活する上で大変重要なことが今回ありました。そこで今回は賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） このたびの吉富町のいろんな施策について、いろいろお互いに意見を伝えて、なされたものだと思います。先ほど申してますように、これからもいろんなことが続くと思いますし、本当に日の当たらないところの人たちへ、ぜひ目を向けていただきたいということを申し述べて、賛成といたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第12、議案第32号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書5ページ。ちょっといい、もう質問、何。今から質疑ですけど、質疑ありませんか、私に言わせてください。したいんですか。質疑はいかがですかって言ってない。どうぞ、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すいません、先ほどの水道料金の基本料金というか、水道を引いてない世帯で91%とか言ってましたんですけど、普及率がですね。実際に水道を引いてない世帯というか、家屋というか、どのくらい、いくつですか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 先ほどの質問のときに、こういった質問はあるだろうかと、私も想定しておりまして、課内でいろいろと協議をいたしました。ただ、我々水道事業で、私たちが水道のメーターを付けて料金をいただいているところは全て把握しておりますが、水道が付いてないところの家屋というのは残念ながらはっきりと把握はしておりません。先ほど来、まちづくり未来課長のほうが申しいただきましたが、かなり数は少ないだろうですけれども、まだまだ井戸水だけで生活しておられる方もいらっしゃるの事実でございます。ということで、正確な数は把握はできておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 補正予算書全般について、質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先ほど、その水道料金、皆さん今、話しをしてますことは大変いいことだと。吉富町は先ほど一般会計のほうでもごみ袋を支給する、そして水道、家の中で世帯の中で生活する中で、入口と出口に対して補助をするというのは大変いいことだと思うんです。

ただ、一つだけちょっと疑念、疑念というか確認したいのは、この水道事業というのは特会です。特別会計。これを触ることで問題はないのかが1点と、例えば今回、国がくれたコロナの交

付金ではなくて一般の交付金がもうこれに充てられるのか、その辺だけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えをいたします。

おっしゃられるように、この特別会計を補正を組むということなんですが、あくまで今回は町がそういう補正をするという中で事業として水道料金の減免ということですよ。免除ということですので、それを町が補助金として出すというのは特に問題はないかなというふうに捉えております。

それと、今回のこの費用に係る分の交付金の対象かどうかというか、ほかに補助というか国の事業があるかというところなんですが、今回充てさせていただいておりますこの交付金についても、対象になるかどうかというのを今現在、国にも問い合わせを行っているところでございます。ただ、現在のところまでに回答はきておりませんので、そういう中で国の例えばその創生の交付金あるいは違う交付金があればそれを活用するのかっていうところの、今後、また第2弾、第3弾と必要な支援を行っていく中で、そこら辺の予算の組み替え等は対象になれば、検討はしていきたいと考えていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を総略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先ほどの質問でもありましたように、吉富町は入口と出口に対する補助を行っております。これは大変いいことだと思います。今先ほど、私が交付金のお話を聞きしたんですが、交付金があるなしに関わらず、町としてやっぱりやるべきときにはやらなきゃいけないと思います。先ほど財調の質問をしている方もいらっしゃいましたが、吉富町には十分な財調はまだあります。ですから、そこはしっかりと計算しながら、必要なときには必要な形で

手当してほしいと思い、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は全て終わりました。

ここで町長からの御挨拶でございます。発言の許可をいたします。町長どうぞ。

○町長（花畑 明君） それでは、提案をさせていただきました全ての議案に対しまして承認をいただきました。

一生懸命、町民の皆さんのために頑張んなさいという皆様方からのエールと受け止めました。

小さなことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも、皆さんと手を取り合って一緒に頑張っていければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。本日はまことにありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） これをもちまして、令和2年第2回吉富町議会臨時会を閉会いたします。

4時6分です。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後4時06分閉会

---